

軽自動車税納付状況確認システムサービス利用 仕様書

1 業務番号 令和7年度 長税務第676号

2 業務名称 軽自動車税納付状況確認システムサービス利用

3 業務の概要

納税者、軽自動車販売業者等（以下「利用者」という。）の利便性の向上及び負担軽減のため、利用者が365日24時間（システムメンテナンス等の計画停止時間帯を除く）Web上で軽自動車税の納付状況を確認できるシステムのサービス利用（設定・運用・保守）の提供を受けるもの。

4 契約期間

(1) 全体期間

契約締結日の翌日から令和13年1月31日まで

(2) 当初設定期間

契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

ただし、令和8年1月23日までに利用者が閲覧可能な環境を設定し、同年1月31日までは試用期間とする。

(3) サービス利用期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（60か月）

ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

5 業務要件

(1) システム設定

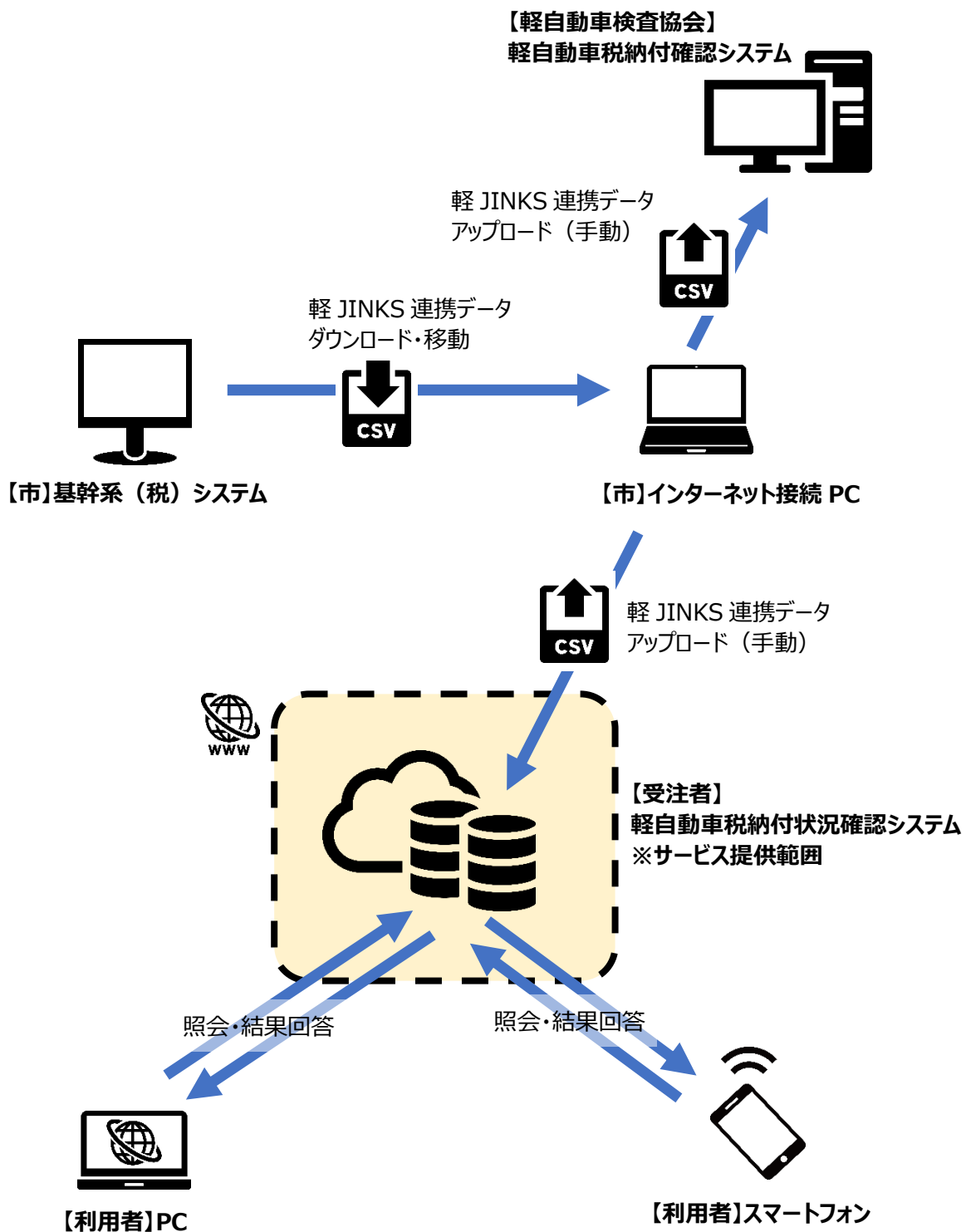
- ・クラウドサーバ、セキュリティ、ネットワーク認証等、利用者が安全にWeb上で軽自動車税の納付状況を確認できるためのシステム設定に係る一切の業務
- ・システム操作マニュアルの作成
 - ① 利用者向けシステム操作マニュアルの作成
 - ② 管理者(本市担当課をいう。以下同じ。)向けシステム操作マニュアルの作成
- ・運用・保守に必要な諸資料の作成

(2) 運用・保守

- ・上記(1)で構築したシステムの運用・保守
- ・メンテナンス予定日時、システム障害発生時の連絡
- ・システム障害発生時の原因の特定、調査、復旧等
- ・対応ブラウザにアップデートがあった場合の設定変更等の対応
- ・軽 JNKS 連携データの仕様に変更があった場合のアップロード設定変更等の対応
- ・運用に関する管理者からの質問への対応及び技術支援
- ・管理者から依頼があった場合のシステム設定の変更対応
- ・サービス利用終了時の全データ消去

6 機能要件

(1) 運用イメージ



(2)機能

- ・本サービスは、システムメンテナンス等による計画停止時間帯を除き、原則365日24時間稼働し、サービスを提供可能なこと。
- ・データ取込み対応ファイル
 - ① 軽自動車税納付確認システムにアップロードする軽 JNKS データ連携ファイル（CSV、詳細は別表参照）を、無加工で本システムでも利用可能なこと。
 - ② 全件登録、差分登録、全件抹消が可能なこと。
- ・対応ブラウザ
利用者が閲覧の際用いる PC、スマートフォン等の WEB ブラウザで利用可能なこと。（Microsoft Edge、Google Chrome、Apple Safari、Mozilla Firefox の各最新版を想定）
- ・システムログイン画面
 - ① ログインは次の方法の両方に対応できること。
 - ア 利用者が事前登録なし、かつ利用者の情報を一切入力することなしにログインできる方式
 - イ 利用者が事前登録により取得した利用者 ID 等を用いログインできる方式
 - ② ログイン画面において、利用規約・確認（誓約）等の事項を表示し、確認ボタンを押さないとログインできない機能（又は同等の機能）を有すること。なお、上記の事項については、本市独自の内容を掲載できること。
 - ③ 定期的なメンテナンス等で利用できない期間が生じる場合は、ログイン画面でその旨を事前周知できること。
- ※ ①について、運用開始当初はアの方式を想定しているが、利用状況によってはイの方式に変更する可能性がある。したがって、運用開始時はアの方式にのみ対応可能であればよいが、サービス利用期間中にイの方式に変更する場合があるので、注意すること。
- ・照会画面
 - ① 車両番号（ナンバープレート）及び車台番号の下4桁の入力により照会可能なこと。
 - ② 照会結果は「○」「×」の表示等により、利用者が車検の可否を容易に判別できるものであること。なお、未登録・管轄外などの場合は、「－」等の表示により車検の可否と区別して表示するものとする。
 - ③ 一度に照会可能な件数（1画面で照会結果を表示できる件数）は、PCでの閲覧の場合は5件以上とし、スマートフォンでの閲覧の場合は1件以上とする。
 - ④ 照会できる内容は、軽自動車（三輪含む）及び二輪の小型自動車とする。なお、本市における現登録件数は次のとおり。
 - 軽自動車（三輪含む） 約 50,000 件
 - 二輪の小型自動車 約 2,000 件

- ⑤ 標板文字欄（例：滋賀）については、頻出の候補をリスト等により選択可能なこと。
- ⑥ 照会画面上に、入力した内容を全削除するリセットボタン機能（又は同等の機能）を有すること。
- ⑦ 照会結果をブラウザの機能を用いて印刷可能なこと。

- ・管理者画面

システム内に管理者のみがアクセスできる管理者画面を設定し、利用者のログイン回数、照会件数等、システムの利用状況について、月当たり等の期間単位で把握できる機能（又は同等の機能）を有すること。

- ・セキュリティ対策

暗号化通信（SSL）に対応していること。

不正アクセスの検知・遮断機能を有すること。

なお、不正アクセスがあった場合は、特定の車両についての照会状況の報告を求めることがある。

- ・バックアップ

データのバックアップについては、日次で行うことを基本とし、5世代以上保存できること。

複数のデータセンターで運用するなどし、システム障害が発生した場合等に迅速な復旧が行える体制を整えていること。

7 利用料の支払方法

原則、月額利用料の事後払い（請求書到着後1か月以内の支払い）とし、4半期毎、半年毎、年間一括での請求を可とする。ただし、請求対象期間は年度を超えて請求することはできない。

8 入札書金額

入札書記載金額の算定に当たっては、システムの初期設定及び設定変更、運用、保守等に係る費用並びにサービス利用終了時の作業の一切を見込んだ月額利用料を算定すること。

9 法令等の遵守の準用

本業務において取り扱う情報については、個人情報保護法、長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例に準じた注意義務を要するものとする。

10 担当

長浜市市民生活部税務課 市民税第二係

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町6-3-2番地

(別表)

軽 JNKS データ連携ファイル (CSV) の構成

No.	項目名	詳細
1	標板文字	可変長 例) 滋賀
2	分類番号	可変長 例) 500
3	かな文字	車両記号名 例) あ
4	一連番号	可変長 車両番号 1234
5	車台番号	可変長 半角英数字
6	車種	06:四輪乗用 (営業用) 07:四輪乗用 (自家用) 08:四輪貨物 (営業用) 09:四輪貨物 (自家用) 12:二輪小型自動車 (251cc 以上) ほか
7	全国地方公共団体コード	長浜市: 25203
8	課税年度	YYYY 最終の課税年度
9	納付状況コード	0: 納付 1: 未納
10	有効年月日	YYYYMMDD
11	抹消フラグ	0: 抹消以外
12	更新年月日	YYYYMMDD